

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では令和8年6月の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備加算について以下のとおり対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しております。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、および活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載しております。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

令和8年6月

病院長